

平成23年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時：平成23年8月3日（水）

午後2時30分から午後4時30分まで

場所：宮城県庁4階 庁議室

■出席委員（50音順）

市瀬智紀委員，加藤亨二委員，金東暎委員，照井咲子委員，奈良岡慧美委員，早坂律子委員，藤浪竜哉委員，J. F. モリス委員，山田晴義委員（9名出席）

■県側

河端章好経済商工観光部長，千葉隆政国際経済・交流課長

【開 会】

司 会）本日はお忙しいところ，平成23年度第1回多文化共生社会推進審議会に御出席いただきありがとうございます。本日は，李王寧委員が所用により欠席とのご連絡をいただいております。

開会に先立ちまして，人事異動により新たに宮城労働局職業安定部長藤浪竜哉様に委員をお引き受けいただくことになっておりますので，経済商工観光部河端部長より委嘱状をお渡ししたいと思います。

（委嘱状の交付）

それでは，ただいまから，平成23年度第1回多文化共生社会推進審議会を開催いたします。開催に当たりまして，宮城県商工経済観光部の河端部長より御挨拶申し上げます。

【開会あいさつ】

河端部長）河端でございます。本日はお忙しいなか，多文化共生社会推進審議会に御出席賜り誠にありがとうございます。

本県の多文化共生施策につきましては，平成19年7月の条例制定以後，推進計画の策定，計画に基づく事業の実施などにつきまして，それなりに順調に取り組が進められているものと考えているところでございます。このたびの3月の大震災の発生によりまして，特に沿岸市町15市町において津波による甚大な被害を受け，多くの尊い生命も一瞬にして失いました。県内に暮らす外国人県民の方々は，平成22年末現在で約1万6千人でございますが，沿岸部の市町には，仙台市に約1万人，その他の市と町で，合わせて約3千人の方々がいらっしゃいました。

外国人県民の方々には，永住者，日本人の配偶者，留学生，技能実習生など，さまざまに宮城県での生活を送っており，ご家族を失った方，住まいや仕事を失った方，本国に帰国された方など，それぞれに大変な被害を受けられたと伺っておりまして，改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

県では，現在，震災復興計画を二次案まで策定中であります。これからの10年間で，復興を成し遂げるべく邁進していきたいと考えております。

多文化共生に向けた取組につきましても、外国人県民の方々が、日本人県民と同じく、安心して暮らすことができるよう、また、それぞれの地域で御活躍いただくことができるよう、これまで以上に一層推進していく考えを持っております。市町村をはじめ関係機関、事業者、県民等が一体となって取り組んでいくため、精一杯努めてまいりたいと考えております。

県では、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第21条の規定に基づき、毎年度、多文化共生に関して講じた施策を県議会に報告してまいりますとともに、積極的に県民の方々に向けまして公表していく予定としておりまして、本日の会議では、その内容について御審議いただきたいと考えております。

また、震災への取組、県の復興計画案等につきましても後ほど御報告申し上げ、御意見を賜りたいと考えております。

本日は、蒸し暑い中ではございますが、委員の皆様には、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私から開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

【会議の成立、新任委員の紹介】

司 会) ありがとうございます。河端部長はこの後所用がございまして、大変申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。

本審議会は、10名の委員により構成されておりますが、本日は9名の委員に御出席をいただいております。「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第17条第2項に定める定足数「委員の半数以上」を満たしておりますので、本日の会議が有効に成立しておりますことをここに御報告させていただきます。

それでは、新たに委員になられた藤浪委員から一言御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

藤浪委員) 宮城労働局職業安定部長の藤浪でございます。この6月に宮城にやってきました。どうぞよろしくお願いいたします。

【資料の確認】

司 会) どうもありがとうございます。ここで資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元の資料について御確認いただきたいと思っております。次第の下に資料1としまして「平成22年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策（概要版）」、次に資料2「平成22年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策」、資料3「東日本大震災への多文化共生関連の対応について」、資料4「平成23年度多文化共生推進事業の実施内容について」、資料5「宮城県震災復興計画（第2次案）の概要」、資料6「宮城県震災復興計画（第2次案）」となっておりますが、不足している資料などはございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきますが、ここからの進行は、山田会長にお願い致します。

【議題】

山田会長) 皆様におかれましては、震災後の対応で何かとお忙しいことと存じます。

本日はお忙しいところ御出席いただきましてどうもありがとうございます。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。まず、審議事項1点目でございますが、平成22年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策について御審議いただきます。事務局から御説明をお願いします。

【事務局説明】

千葉課長) 県の国際経済・交流課長を今年4月から拝命しております千葉と申します。

皆様どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元にお配りしております資料1「平成22年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策(概要版)」という1枚の資料、資料2「平成22年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策」、この2つに基づきまして御説明させていただきたいとます。

なお、さきほど部長のあいさつの中でも申し上げましたが、今回御審議いただきます内容は、多文化共生社会の形成の推進に関する条例第21条の規定に基づき県議会に報告を行う予定のものとして、今回ご審議いただくというものでございます。

それでは、早速、平成22年度に講じた施策の説明に入らせていただきます。資料2の2ページをお開きください。平成22年度に講じた多文化共生施策でございます。表紙の裏面に目次がありまして、1ページに「基本方針と多文化共生施策の方向性」があり、その次となっております。

まず、「意識の壁」の解消を図るための取組でございます。シンポジウム開催事業でございますが、県民への意識啓発、地元市町村と国際交流協会等との推進体制の強化を図るため、多文化共生シンポジウムを2カ所で開催し、利府町において11月、名取市において2月と、この2カ所で開催いたしました。開催日時やプログラムにつきましては、ご覧のとおりでございますが、2会場で合わせて約130名の方々に御来場いただきました。名取会場では、「国際協力セミナー」という別のセミナーと併せての開催とし、「名取の国際化を考える県民フォーラム」と言うタイトルで開催しました。3ページにはチラシ、会場の様子などを添付しております。

続きまして、4ページをお開きください。啓発ツール作成事業でございますが、全部で記載のとおり4種類の啓発物品を作成し、多文化共生シンポジウムや各種研修会などでの掲示や配布を行いました。こういったものを使うことにより、少しでも多くの方々に多文化共生への関心を寄せていただくよう努めたところでございます。

本日、お手元にお配りしております「多文化共生社会推進計画」のリーフレットにつきましては、新たに作成いたしまして、外国人県民の現況等の数字を更新し、目標の進ちよく状況なども加えております。日本語版のほか、英語版、中国語版についても作成しております。県のみならず、市町村やボランティア団体で研修会等を行う際に説明資料として御利用いただいているものと考えております。委員の皆様におかれまして、このパンフレットをお使いいただけるような機会がございま

したら、ぜひご連絡いただければと思います。

続きまして、5ページをご覧ください。こちらは、昨年8月に開催いたしましたこの審議会の内容でございます。委員の皆様から広い見知からご意見をいただきまして、今後の推進体制の整備につなげていく重要な取組として、県議会の方に報告させていただきたいと考えております。

次に6ページをご覧ください。市町村等研修会開催事業でございます。この研修会は、市町村や国際交流協会の施策の促進を図る目的で開催しており、平成22年度は、日本語講座の役割について考える講演、あるいは講座開設の具体的な事例の紹介など、日本語講座の拡充に焦点を当てて開催いたしました。今後も、シンポジウム、研修会や啓発活動の内容を充実させ、効果的に理念の啓発・普及を進めて参りたいと考えております。

続きまして7ページをご覧ください。ここからは、「言葉の壁」の解消を図るための取組になります。まず、災害時通訳ボランティア整備事業でございます。

この事業は、県内で大規模災害が発生した際に、被災地からの要請に基づきまして、必要な言語の通訳ボランティアを派遣できる体制を整備するもので、ボランティアの確保、養成、派遣に関する事務は県の国際交流協会に委託しております。

平成22年度末段階で87名のボランティアの方々に御登録をいただきまして、14言語での対応することが可能となっております。

具体的には、3月11日に東日本大震災がございましたが、このときに2件の事例がございます。県の国際交流協会に外国人からの相談が殺到しましたことから、協会に、電話相談対応のため3名の中国語の通訳ボランティアの派遣を行いました。

また、年度を越してからになりますが、4月には、石巻市と東松島市へ英語の通訳ボランティアを派遣しました。これはどういったものかということ、震災に際し、米軍が石巻市と東松島の方で入浴サービスを提供していたのですが、サービス利用者の方とのコミュニケーションがうまくいかないところがあったことから、この事業により通訳ボランティアの派遣を行っております。

続いて8ページをご覧ください。災害時外国人サポート・ウェブ・システム運用事業でございます。

この事業は、県の総合防災情報システム（通称M I D O R I）から、気象や地震、津波に関する情報の提供を受け、その内容を英語、中国語、ポルトガル語、韓国語に自動翻訳し、専用のホームページに掲載するとともに、その情報を登録者のパソコンや携帯電話に自動でメールでお知らせするというサービスでございます。

これまでに登録件数として、2,923件の登録があり、うち外国語登録件数は149件となっております。それ以外は日本語での登録となっております。

メール配信が大きなメリットとして行っておりましたが、今回は想定規模を超える地震であったこともあり、安定的に非常事態に信頼できる稼動を行うことが難しいという判断により、ホームページでの情報提供のみの運用で対応いたしました。今回、3月末日をもってシステム自体の運用を休止しております。

ただし、システム自体は休止しますが、このような情報伝達は非常に重要ですので、今後どういった仕組みがよいか、現在検討しているところでございます。

今後は、外国人県民等に対する防災意識の普及・啓発に努めるとともに、新たな効果的な取組を検討していくこととしております。

次に9ページをご覧ください。災害時多言語支援ツール作成事業でございます。

災害の際に必要な様々な情報を6つの言語で表示したシートを作成しました。初回は平成21年度に52種類の表示を作成し、市町村に配布しておりましたが、今年2月に56種類の追録シートを作成・配布し、計108種類のシートとしました。

なかには震災発生後に配布済みのシートが使用不可能となった市や町があったことから、改めて追加での送付を行い、利用を呼びかけました。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。総合防災訓練参加事業でございます。昨年度、県で9月1日に行った総合防災訓練は、栗原市で開催され全部で91団体が参加しました。

この総合防災訓練に、宮城県国際交流員や災害時通訳ボランティアの方々を派遣し、総合防災訓練のプログラム進行時の多言語でのアナウンスや、外国人被災者と通訳ボランティアのロールプレイングによる訓練により、ボランティア技能向上を図ったところでございます。

このような訓練を実施することにより、参加機関に対して多言語化の支援など、特に外国人被災者に対する配慮の必要性について、認識を持っていただくよい機会となったと考えております。

続いて11ページをご覧くださいと思います。ここからは、「生活の壁」の解消を図るための取組でございますが、まずは、外国人相談センター設置事業でございます。

宮城県国際交流協会内に県の委託事業として「みやぎ外国人相談センター」を設置し(委託事業)、外国人県民の方々やその家族等からの相談に対応しております。

平成21年度までは日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の5ヶ国語での対応でしたが、22年度からは、新たにタガログ語での相談ができるような対応を開始しました。下のグラフにありますように、相談件数は年々増加してきており、平成21年度は420件の相談に対応いたしました。

今年度は震災の関係で1384件と大幅に増えております。外国人相談センター設置事業につきましては、後ほど今回の議題の外で、4報告事項(1)の中でも再度御説明させていただきたいと考えております。簡単に御説明しますと、震災前は、それぞれの言語で曜日が決まっていたとか、平日の日中という時間帯でしたが、震災発生後は、大幅に対応を拡充し、毎日すべての言語で対応できるような体制にいたしました。具体的には各相談員の方々がいらっしやいまして、携帯電話を配布して、毎日午後8時まで相談に対応していただくという体制を取っております。こういったことで、今回震災に関する対応が急増したと言うことで1,384件となっております。

電話以外の対応でも、国際交流協会の職員が避難所巡回を実施し、外国人の方々やその家族の方相談にも対応しております。

相談の対応言語についての表をご覧くださいますと、中国語が45.4%を占め

ており、それ以外では22年度から追加しましたタガログ語が16.6%、韓国語が10.8%というような内容となっております。参考までに平成21年度の数字を申し上げますと、韓国語が一番多く、29.8%、中国語が25.2%、3番目が日本語で20.5%という数字になっておりましたが、今回震災の関係で、かなり相談対応の言語が変わってきたという状況でございます。相談内容についても、震災関連が約8割を占めるという結果となっております。

続いて12ページをご覧くださいと思います。相談窓口対応研修会開催事業でございます。22年度は、市町村、国際交流協会、日本語講座ボランティア、保健福祉事務所、地方振興事務所の県民サービスセンターの職員を対象として、外国人の県民の方々と接する機会が増えている職員の対応技術向上を図るための研修会を開催しております。登米市の窓口開設のお話や、相談対応事例について御紹介をいただき、それぞれの窓口での今後の対応の参考とさせていただきます。

続いて13ページをお開きください。県の多文化共生施策の柱と異なる部分となっておりますが、御説明させていただきます。2事業ございます。一つは、多文化共生キーパーソン育成事業でございます。

国の緊急雇用創出事業という事業がございまして、この事業の採択を受け、失業者を雇用し、将来的に地域の多文化共生の推進役として活躍できる人材の育成を行うもので、宮城県国際交流協会へ委託し、実施いたしました。

国際交流協会で、失業者の方を採用し、オンザジョブトレーニング(OJT)による育成としましては、国際化情報の発信や県内国際活動団体の情報整理業務等を通じ、県内の多文化共生の取組状況や、多文化共生を進めていく上での今後の課題・方策を考察する機会を提供しました。

また、仕事上以外での研修、育成としまして、(財)自治体国際化協会(CLAIR)や全国市町村国際文化研修所(JIAM(ジャイアム))の研修に派遣し、外国人住民の方々を取り巻く様々な制度についての知識や、多文化共生全般にわたる基礎知識、さらにはコーディネート力や事業の企画立案能力を習得するといった勉強を行ってもらいました。

続きまして②でございますが、日系人就労準備研修事業ということで、こちらは厚生労働省の事業を活用して実施しております。

「日系人就労準備研修」事業を初めて宮城県内で実施していただき、(財)日本国際協力センターが実施主体となり就労を目指す県内の外国人の方々を対象に、4ヶ月半に渡って研修を実施しました。受講者は、中国人の方9名(男性2名、女性7名)が受講いたしました。

以上が、平成22年度に実施しました多文化共生施策でございます。

続きまして、宮城県多文化共生社会推進計画で定める5つの評価指標の進捗状況について御説明いたします。

14ページになりますが、指標の1番目、「外国人県民も活躍できる地域づくり」ということで、県民意識調査の中の項目でございますが、これに対して「重視する」(重要、やや重要)と回答している割合でございます。

目標設定は、平成25年度までに60.0%に持って行くということで、平成2

1年度の実績値は45.6%でございました。こちらのデータの元になる県民意識調査ですが、以前は毎年実施しておりましたが、隔年で実施することになり、平成22年度は県民意識調査が実施されなかったという状況になっており、22年度のデータはなしということでございます。

続いて、評価指標2です。「多言語による生活情報の提供実施市町村数」でございます。

平成22年度の進捗状況は7市町となっております。平成21年度と同じ数字になっておりまして、新たに提供を始めたところはありませんでした。

続きまして、15ページをご覧いただきたいと思います。

評価指標3「日本語講座開設数」でございます。

こちらは、南三陸町で以前講座を実施しておりましたが、これが廃止となり、その関係でマイナス1となっておりますが、仙台市の21年度までに実施している講座について、11講座が13講座という数値でございましたことから、差し引き合計26講座の実施ということになっております。

なお、南三陸町ですが、廃止になった後に復活するという話をいただいておりますが、今回の震災で大きな被害を受けている関係上、今後どうなるかということはまだ未定となっております。

続いて、評価指標4「外国人相談対応体制を整備している市町村数」でございます。

平成22年度の進捗状況については、新たに登米市で整備されたということで、21年度の4市町村から22年度は5市町村に増加しております。登米市では、22年4月から、英語、中国語、韓国語での相談体制を始めたということでございます。

最後になります。16ページをお開きいただきたいと思います。

評価指標5「永住者の求職者に対する就職率」の指標となっております。平成22年度の進捗状況は雇用情勢の改善により、前年度の17.2%から22.1%ということで4.9ポイントの改善となっております。参考までに括弧書きで記載していますが、平成22年度の実績、これは23年度の進捗状況として用いるデータですが、21.7%ということで22年度よりは若干下がるということでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

【審議】

山田会長) ありがとうございます。それでは今のご説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

モリス委員) 啓発ツール作成費の61万円ですが、これだけの予算をかけて効果はあるのでしょうか。他の事業にまわせるのではないかと思います。事業がある際に、講演会やシンポジウムなど行事の際に配っているのですが、効果があるのかをどう

やって検証するのかわかりませんが、限られた予算の中でいかななものかと感じました。

次は言葉の壁の解消のなかで、MIDORIとそれに基づく災害時外国人サポートウェブですが、これは当面動かない。実際に災害後、人々が一番頼りにしたのは、ラジオだったのではないのでしょうか。例えば神戸での災害では、多言語の情報は全く流れていなかったもので、それが後になっていろいろな動きが出てくる直接のきっかけとなりました。3月11日の震災では、その夜から確かNHKだと思いますが中国語の放送が流れていたし、今ちょこちょこ亘理に行っているのですが、亘理にコミュニティエフエムがあって、直接聞いたのは中国語ですが、その他韓国語、タガログ語と英語の放送をラジオでやっていると思います。

県としてはそれに関わっていないのであれば、県が実施した多文化共生施策の成果として掲げるのは適切ではないでしょうが、県の施策であれ何であれ、情報を伝えることが目的と考えると、そのような動きが出たこと自体は、広い意味でわが県における多文化共生施策の浸透として掲げることはできるだろうと思うし、もう一つ、サポートウェブが動かなかったということについては、経験したらなぜ動かなかったか良くわかるような気がします。

ラジオの後に復旧するのはテレビで、それとの連携を模索したほうが良いのではないかと思います。今回ははるかに想定を超えるものであったのでうまくいかなかったのだと思いますが、大規模災害時に情報をどのようにして流すのか考えた場合には、ラジオが最も効果的であったと思うし、今でも効果があるのではないかと思います。

千葉課長) まず、一点目の啓発ツール作成の効果でございますが、モリス委員からお話ありましたように、どのように効果を計るのかということについては非常に難しい部分があると思います。まずは多文化共生を県として進めていることを知っていただくことが非常に重要であり、その一番のインフラとなるものが今回作成している推進計画のリーフレットでございますので、これはこれとして必要なものとして認識しております。ただ実際に限られた予算の中で、何が一番予算を使うべきかということは我々のほうでももう少し考えていく必要があるかと思えます。

モリス委員) 啓発ツールは、多文化共生の行事の際に配布されていますが、行事に参加する方々はすでに多文化共生を知っているので、来ない人たちにどうやって知らせるのかということが重要な課題であると思います。あと、例えば震災後、相談件数が大幅に増えましたが、外国人相談センターのカードが相談者の手に渡っているかどうか、あるいはそれが人の手に渡ったことによって相談するに至ったとか、相談の中でチェックするということはできないのでしょうか。

千葉課長) 一点目、多文化共生のパンフレットを配布している行事にいらっしゃる方々は、多文化共生を知っているのでは、ということでございますが、効果的な配布について今後考えていきたいと思えます。二点目のお話は、外国人相談センターのカ

ードですが、基本的にお一人お一人に配るというよりも、使い方として想定していますのが、市町村に配布しまして、相談があったときに使ってもらおうとか、掲示をするというようなことを想定しております。

情報伝達、ラジオの重要性については、併せて解答させていただきたいと思いますが、情報をどう伝えるのかということが今回大きな問題であったと考えております。そういったなかで、県が直接やったものではないのですが、仙台市が災害ボランティアを派遣して、エフエム仙台で英語、中国語、韓国語、簡単な日本語で情報提供をするような仕組みをつくっております。また先ほど御説明しましたとおり、外国人相談センターで携帯電話を所持しての6か国での対応などがありました。そういったことをやっているということ自体をどう伝えるかということについても、被災した方々にとっては大きな問題であると思います。実際県の国際交流協会で、県内の避難所を回る中で、紙媒体で相談窓口を設けていることを情報提供して歩いたということですが、例えば外国語での放送でなくても、こういった相談窓口がありますというものを災害のコミュニティエフエムを使い、ご協力いただいて周知したといったところも事例として聞いております。また、災害時外国人サポートウェブシステムでございますが、お話がありましたように、MIDORIというのは県の災害情報のシステムですが、ここからデータをもらって提供しているのですが、なかなか思うような効果があげられなかったということございまして、平成22年度で運用停止ということにしております。今お話がありましたとおり、ラジオの活用やテレビでの多言語による情報提供も行っておりましたので、メディア関係との連携など、震災の経験を元にいろいろ仕組みづくりを今後検討していきたいと思っております。いろいろご助言等をお願いいたします。

モリス委員) これは県議会への報告の内容になるということですよ。資料を読んでみまして、狭い枠で具体的に皆さんが取り組んだ政策を掲げてはいますが、宮城県における多文化共生の浸透度合いを測る上で、直接政策的に関わらなくてもこのようにして情報提供は行われたということは、多文化共生の視点から点検する場合には大きな進歩として数えるべきものだと思います。県は直接関わっていなかったかもしれませんが、それができたということは、宮城県がこの震災を振り返り多文化共生施策はどうであったか考えた場合には、少なくとも報告書には含まれてしかるべきものだと思います。県の政策以外の分かもわかりませんが、このようにして浸透していますよということはいえないでしょうか。

千葉課長) ただいまモリス委員からお話がありましたように、今回、震災後の状況として国際交流協会などの活動のお話を伺いますと、これまで地道に多文化共生の取組をやってきた成果が随所に生きてきているということで聞いております。地域で多文化共生に取り組んでいる方が自主的に、情報が寸断されているなかで最大限の対応をしていただいたということ聞いておまして、そこは非常に大きな部分になっていると思います。

報告書の案は、県の予算事業ということで取りまとめておりますが、実際、多文

化共生のこれまでの取組の蓄積が生きてきたということをごどのような形で表していけばよいかということについて、今すぐ対応できるかどうかわかりませんが、何らかの形で広く知っていただくことが重要であると思います。4月に就任し記録を読んでいるなかではあります、多文化共生の施策の浸透を感じておりますので、どう表現するか、どうわかってもらうかということは考えていく必要があると思います。

山田会長) ほかにご意見はありますでしょうか。

市瀬副会長) 今回、県議会への報告を行うということでございますが、条例に基づいた施策がどれくらい進んでいるかということをご報告いただきました。私もモリス先生と同じように情報がどのように伝達されたかということについては大変興味を持っていましたが、今のやりとりのなかで、かなりの部分を了解させていただきました。

多文化共生の施策について県が予算を使ってどのようなことを行ったのかということはよくわかりましたが、もう少し大きな枠組みで、震災後外国籍の方の出入り、支援の実態、それからそれがどのような効果を上げたのかということは、多文化共生の条例を全国に先駆けて制定した宮城県で、震災があつてどのような動きがあつたのかということは他の都道府県の方も大変注目しているところであると思います。情報を蓄積し、発信していく責任を宮城県が負ったのかなと思います。外国籍の方の動き、国際社会の支援、どんな支援が必要であつたかについて、事例で結構ですのでご紹介いただければと思います。

千葉課長) 震災後、様々な動きがありました。原発の問題があつたということで、いくつかの国では、自国民の避難のために迎へのバスを仕立てて、新潟なり、東京から避難するということをご自国民保護という観点から早急に行われたということは当然ございました。また、逆に宮城県が震災での一番の被災地ということでかなり注目を浴びておりますので、外務省などを經由して様々なかたちで、救援物資をいただいたり、一部報道等もされておりますが、様々な国から県に対する寄付金、義援金をいただいている数もかなりのものになっております。多文化共生という枠の中なのかはわかりませんが、国際社会とのつながりということで、非常に重要であると感じております。今お話がありましたように、以前の阪神淡路大震災の経験についても聞いておりましたが、今回の震災への対応に当たって勉強させていただいた部分もございませう。我々の体験、得た知見について、今度、次の大災害は起きないでほしいのですが、何らかのかたちで生かしてもらえような形でまとめていくことが我々の責務であると思つております。

司会) 会議中ではございませうが、藤浪委員が所用により退席されることになっております。

山田会長) 何かご発言ございましたらお願いいたします。

藤浪委員) 今回初めての参加でございまして、県の方の計画を十分理解していない部分もありますが、気になったのは、評価指標の5番の永住者の求職者に対する就職率です。私どもの関連の数値でございまして、就職率の目標設定が43.0%となっており、極めて目標が高いと感じております。一般の方の就職で考えた場合でも43.0%というのはかなり高い数値でございまして、このたび震災がありましたので雇用情勢が非常に厳しい状況にあり、なかなかこの目標の達成は難しいのではないかと思います。もちろん私どものハローワークが一生懸命やっていたかなければならない部分ではあります。先行きが見えない中は難しいという印象です。これからどういった対策を永住者の方の職業紹介について行っていくかということについて、我々も考えていかなければならないと感じたところです。

山田会長) ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。それでは簡単に確認をさせていただきたいと思いますが、話が出ましたのは、まず、啓発ツールの作成の効果についての話とそれらの活用方法についてもう少し検討する必要があるのではないかとということ、2点目は災害時外国人サポート・ウェブ・システムの不調に関連して、ラジオの活用といった情報提供対策について検討すべきであるということ、3点目は県の施策以外のいろいろな取組も含めた情報の発信の仕方の工夫についてのお話をいただきました。4点目は、今回の震災で実際にいろいろなことがわかってきたことがございますので、そういったものをこれからの施策の中に生かしていくといったことが大事ではないかということがあったかと思っております。最後5点目は、評価指標の中で永住者の就職率の目標設定が高いのではないかとということとございました。

皆様からいただきましたお話は以上ですが、一つ感じることは、永住者の就職率についてですが、22%程度が現状だということを考えますとあまり好ましくないことと思われまので、就職率をもっと高めていくための工夫が必要ではないかと個人的に感じたところです。目標設定が40数%というのがよいかどうかはわかりませんが、これを高めるための努力はこれからもしていかなければならないと感じました。もう一つはシンポジウム等を実施されていますが、実施された記載はありますが、シンポジウムでいろいろな方の話があり、議論がされているかと思っておりますので、今後施策の中に反映できるようなものがあったのかどうかというあたりまで少し踏み込んで評価なり、記載があるとよいのではないかと感じたのが私の印象です。また、これまで災害対応のいろいろな事業がありますが、不幸にして大変な経験をしたわけですので、これが果たしてうまくいったのかどうかということについてこれを機会に十分な検証をすることが必要であると思いました。

追加なり修正するところがありましたらいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは今出ましたような意見を少し少し加味して、場合によっては手を入れられるところは入れるような形でお願いしたいと思います。審議事項は以上としまして、次の報告事項に入りたいと思います。

【報告事項】

山田会長) それでは次の報告事項に入ります。報告事項は3点、1点目が東日本大震災への多文化共生関連の対応について、2点目が平成23年度多文化共生推進事業の実施内容について、3点目が宮城県震災復興計画(第2次案)についてでございますが、まとめてご報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

千葉課長) お手元の資料3により、東日本大震災への対応について御報告申し上げます。こちらで御説明する内容は、先ほどの内容とかなり重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

今回の大震災は、1000年に一度といわれるように、我々の想像をはるかに超えた津波が襲来したというのが非常に大きな部分でございます。特に我々が全く想定していなかったのは、沿岸部の市や町の行政機能自体が喪失するという事態でありまして、特に大きな問題であると思っております。

市や町の役場自体が機能していないため、外国人の方の安否を聞くことさえできないという状況でございましたが、いろいろ情報収集を行ってありましたところ、現時点での、県警でまとめた状況では、外国人県民等の方々については、20人ほどの方が亡くなられたということ聞いております。

また、先ほどもお話がございましたが、福島第一原発の関係で多くの国が帰国を呼びかけたということがありまして、外国人の方が一気に宮城県外に出たということで、大震災の影響をどう把握すればよいかということは未だ持って我々としても難しいところがあると思っております。

また、逆に宮城県は留学生の方を除きますと、集住地域と申しますか、例えばブラジル出身の日系の方が集中して住んでいらっしゃる区域というのがほとんどないというところが他の県と違っているところで、日本人の方と結婚されて住んでいる方、製造業の研修生が多いというようなことが一つの特色でございまして、それもまた今回の震災の影響にもかなり反映されていると感じております。総論的なことを申し上げましたが、資料3に基づきまして、これまでの説明とかなり重複している部分がありますが、説明させていただきたいと思います。

まず、一つ目の県の国際交流協会に設置しているみやぎ外国人相談センターの緊急対応です。こちらは、震災前というところをご覧いただければと思いますが、震災前の状態では、日本語、英語、中国語は午後5時15分まで、韓国語は午後4時45分まで、平日で対応しておりました。また、ポルトガル語が週に1回毎週金曜日、平成22年度から追加したタガログ語は、月1回第2水曜日午後4時45分までというかたちで対応しておりました。

震災後は、3月14日から、日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語のすべての言語で毎日、平日、休日を問わず午前9時から午後8時まで相談対応いたしました。平成22年度の相談件数は1,384件と申し上げましたが、そのうち震災関連の件数は、1,069件で全体の77.2%となりました。

主な相談内容としましては、震災直後は、安否の確認、県外国外への移手段の

問い合わせが多く、以後、状況が落ち着くに従って、県内に残っている方々の相談が主となり、住宅や仕事に関する相談や、家族に関する相談などが寄せられました。

また、これに合わせまして、3月20日から県内の被災市町の巡回訪問を行い、外国人の被災者の方や日本語講座関係者、自治体の担当職員の方々への聞き取りや、あるいは実際に避難所にいる外国人の方々への相談対応を行いました。巡回訪問を行いました県の国際交流協会の職員の方々には、道路状況がひどいなか、あるいは震災後1か月ぐらまではガソリンの調達が困難ななか、県内を走り回り、直接情報を入手したり、相談対応をしたり、先ほど申し上げましたように、このような携帯での相談ができますという情報を直に避難所等を回ることによって伝えていただいたということで、被災外国人の方々の方となっていただいたと思っております。

続いて2の災害時通訳ボランティアの派遣でございます。こちらもしきほどの説明と重複するものでございますが、震災関連の中国語での相談が多く、中国語対応の方が不足しているということで、外国人相談センターに派遣してお手伝いをいただきました。また、アメリカ軍の入浴サービスの際の派遣では、石巻市と東松島市の2市に対して派遣をしております。

また、3の災害時多言語表示シートにつきましても先ほどの説明と重複いたしますが、各市町村に送付しておりました表示シートについて追加発送を行い、避難所等で使ってもらおうよう呼びかけを行っております。

最後の4でございますが、3月26日から29日にかけて、外務省職員3名が当課にまいりまして、当課の担当職員とともに、気仙沼市、石巻市、仙台市の避難所を回りまして実態調査を行っております。県の対応についてはこのようなものとなっております。

続きまして、資料4をご覧いただきたいと思っております。こちらは平成23年度の多文化共生社会推進事業の実施内容でございます。このたび県の震災で、復旧、復興を最優先させるということで、特に災害関連のもの以外で緊急性があまり高くないものについては、今年度は災害関連事業に振り向けるということになっておりまして、今年度は、やむを得ず一部の事業を休止ということにさせていただきたいと思っております。

引き続き実施するものとしましては、多文化共生社会推進審議会、昨年度ご審議いただいた「(仮称)多文化共生社会推進連絡会議」について継続して今年度実施したいと考えております。連絡会議の内容につきましても、今回震災がありましたので、昨年度御審議いただいたテーマから変更いたしまして、震災関係のものをやらせていただきたいと考えております。

次に、災害時通訳ボランティア整備事業ということで、具体的な案件として使われたということですので、引き続き実施してまいりたいと考えております。そのほか、外国人相談センター設置事業、外国人相談センターへの相談員の加配事業を継続してまいりたいと考えております。

次に今年度休止する予定の事業でございますが、記載のとおりシンポジウム、啓発ツールの作成、市町村の研修会についても中止させていただきたいと思っております。震災関係のものを中心に今年度実施するというようにしたいと考えております。

すので、何卒御了承いただきますようお願いいたします。

次に、資料5・6の宮城県震災復興計画第2次案についてでございます。県民説明会、パブリックコメントで県民の皆様のご意見をお聴きしながら、9月をめどに策定することで現在進めております。

資料5の復興計画の概要版をご覧ください。期間については、3基本的な考え方をご覧いただきたいと思いますが、平成23年度から平成32年度までの10年間となっており、うち25年度までの3年間は「復旧期」、29年度までの4年間は「再生期」、32年度までの3年間は「発展期」ということで設定しております。資料6の厚い冊子のダイジェスト版ということで抜き書きしているものがこちらの概要版となっております。緊急重点事項や復興のポイントは記載のとおりでございますので、ご覧いただければと思います。概要版の5ページには、「分野別の復興の方向性（施策の体系）」について記載しております。こちらは全部で7つの分野に区分しています。

多文化共生関係の取組については、この分野別の（1）「環境・生活・衛生・廃棄物」の①被災者の生活環境の確保、また、（2）保健・医療・福祉の③誰もが住みよい地域社会の構築の2つの部分に位置付けをして進めていきたいと考えております。具体的な記載にないようでございますが、資料6の21ページをお開き願います。こちらが先ほど申し上げました（1）環境・生活・衛生・廃棄物の①被災者の生活環境の確保の部分でございますが、2段落目のところで、「なお、応急仮設住宅の入居者のケアと地域コミュニティの維持・再構築のため、応急仮設住宅にはコミュニティスペースを設けるとともに、入居する高齢者や障害者、子ども、外国人などを幅広くサポートする体制を整えます。」というところで記載しております。もう1カ所でございますが、29ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、「③誰もが住みよい地域社会の構築」の発展期に「既存制度に基づくサービスに加えて、地域包括ケアシステムや住民主体による地域での支え合いを中心とした地域福祉の取組による支援を積極的に展開し、地域全体で高齢者や障害者、子ども、外国人を支え合う、新しい地域コミュニティの構築を目指します。」というかたちで記載しております。

これに対する取組としましては、この第二次案の段階では入っておりませんが、最終案では、相談窓口、災害時通訳ボランティア整備、多言語情報の充実などを図っていくことにより、外国人県民等の生活実態の把握、不安解消等に努め、すべての県民が安心して暮らすことができ、国籍や民族等の違いにかかわらずともに支え合う地域コミュニティを構築できる多文化共生社会の形成を推進するということで、事業名としては一本で、多文化共生社会推進事業としてこちらの2か所に位置づけるということになっております。以上でございます。

山田会長）どうもありがとうございました。ただいま3つの項目について御説明いただきました。皆様から御質問、御意見をいただきたいと思っております。まず、最初の東日本大震災への多文化共生関連の対応についてはいかがでしょうか。

モリス委員)一つは多文化共生というものを考えるときには、多文化共生は外国人支援ではないということ。例えば、多文化共生には家族という概念も入っており、家族という概念を入れたときに、多くの外国人が地域の住民となって暮らしている。その場合は家族がいて、その家族はみんな外国人とは限らない。そうすると例えば外国人が22人死亡したというような統計が一つで意味を持っているでしょうが、それ以上には、例えば外国人の女性で災害未亡人になって、その人が子どもを抱えて取り残され、その人は外国人ゆえに普通の人が持っているような血縁とかそういうサポートネットがなく、その人たちが取り残されていないのか。という情報はありますでしょうか。

千葉課長)具体的に、例えば我々県のほうで、市町村に照会をしてそのような方が何人いるかというとらえ方はしておりません。そういった事例が新聞等でも何回か報道されておりますので、一つの大きな問題として持ち上がっているということは認識しております。

モリス委員)もう一つは、福島第一原発事故で、外国人の大量流出が起こったときに、それが留学生であれば問題はありませんが、国際結婚の家族にかなり多大な負担をかけた私にはそもそも連絡は来ませんでしたので、問題はありませんでした。家族が引き裂かれたり、引き裂かれなかったとしても、残った場合に精神的に負担を背負っているとか、日本人が原発事故を受けた時のストレスとまた中身が違う、質が違うストレスがいろいろ加わったり、日本を出て行った人もいれば、その場合夫と子どもが残されるわけです。その人たちのサポートも本来は多文化共生の課題であると思います。

実際は、日本人と外国人が一緒にいるという状況であるので、その状況を捉えて対策を考えるものであるならば、データの取り方が国籍基準に偏っているために、例えば市町村からは本当に一番必要なデータは取れない。ただ、NGOやNPOで外国人支援をしている人たちは情報がある程度持っていると思います。その人たちとの情報交換はありますでしょうか。

また、現実的に、このような場面に最初に対応しなければならないのは、恐らく地域の保健師達、あるいは学校の先生であり、被災地で問題に出会ったときに、まずどこに相談すればよいか恐らくわからないと思います。

震災に関わる情報は洪水のように流れていると思いますが、このような、例えば国際交流協会の相談窓口がありますよとか、そういう情報をできるだけこういう人たちへ提供するような配慮、目配りが必要であると思います。

山田会長)どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

今、国際結婚等の家族への目配り対応、配慮といったことについてそれが課題であるという認識と、それに対応する調査であるとか、データの取り方について検討していくべきというご指摘と、災害時に前線に対応する保健師などへの情報の提供に配慮が必要ではないかという御指摘をいただきました。

千葉課長) 確かにお話いただきましたとおり、宮城県の特徴として、国際結婚などにより地域で暮らし、地域に溶け込んでいる方が非常に多いことから、地域のコミュニティや市町村の果たす役割が非常に大きいということは同感でございます。今回、県の事業としての市町村の研修会開催事業が休止ということでございますが、今後そのような視点を持ちながらどういったことができるかについていろいろと考えて生きたいと思えます。どうもありがとうございます。

山田会長) それでは2つめの23年度の多文化共生事業の実施内容の御説明について、何かございますか。

さきほどの22年度の事業についてのところでも出ましたが、休止する事業の中で、ウェブシステム運営事業があるわけですが、これがなかなかうまくいかないということでこれはよろしいかと思えますが、先ほど御指摘がありましたこれに代わる情報サポートの対策は考えていかなければならないと思えます。今回のような大規模なものは別として、水害などの災害はしょっちゅうあります。災害時の情報システムは大事なものですので、今後、別途の対応を御検討いただければと思えます。

金委員) 休止する事業の中で、それぞれの事業の中身で、例えば啓発ツールの作成事業やシンポジウム事業については必要性がないから休止するのか、あるいは震災が起きて大変な時期であるので自粛する意図で休止するのか、どちらでしょうか。

千葉課長) 基本的な考え方としましては、災害時外国人サポート・ウェブ・システム運用事業を除きましては我々としては必要な事業として考えております。ただ、県全体の財源を災害関係に重点的に配分するという中で、緊急度とか優先度などを考えた場合、資料に記載しております執行中、又は執行予定のものを中心に実施していきたいと考えております。

山田会長) 他にはよろしいでしょうか。それではよろしくお願いいたします。

照井委員) 啓発ツール作成事業は休止ということですが、私は学校に勤務しておりますので、リーフレットの作成が休止になることについて残念に考えている一人でございます。今回の震災で、災害時の表示シートを避難所に行きました折にたくさん見させていただきました。多賀城市の避難所なども歩きましたが、生きて活用されている姿を見て、私はこの会議のあり方を非常に良く思っておりました。

実は、学校にはこのリーフレットは届きません。1000部作成していただいているということですが、義務教育から高校教育までありますが、多文化共生の意図を多く教えた場所は学校ではないかと考えております。学校の現場にこのリーフレットが届いたら、もっと違う形で県民の意識が向上されるのではないかと思います。4月から学校に戻りまして、学校では国際交流協会関係の資料をいっぱい持っているのですが、こちらのリーフレットが届かないことが非常に残念に思えます。本校に

も中国人の子どもさんがおりますが、本人は小学校教育で日本語の最低限の言語活動がかなりうまくできるのですが、保護者が全く日本語ができません。学校からの連絡に対応するために、その家庭には先生が直接足を運んで、子どもが通訳になって話をするという場面を目の当たりにしたときに、もっともっと学校として、県民の方々にこういうことを普及、波及することができるのではないかと感じました。この啓発ツールを何とか維持できないものかと考える次第です。

千葉課長) 今年度は印刷を行わないこともあり、当面というところになりますが、必要な部数などをお知らせいただければと思います。

照井委員) 県内に小学校は307校、中学校は200校近くあります。義務教育校へいただければありがたいと思います。

千葉課長) 先ほどモリス委員からも、どういう配り方をすれば効果的かということについてお話いただきましたが、これからの配布の方法について検討したいと思います。

山田会長) 他にはよろしいでしょうか。この2つ目のことに関しましては、一つは今の啓発ツールのことであるわけですが、予算の問題もあるかもしれませんが、学校という現場が多文化共生に関する理解を深める場として重要であるということで、啓発ツール等の活用などそういったことをもう少し考えていただき、予算がなければならぬの工夫をしていただければと思います。また、先ほど情報発信のシステムのことも申し上げましたが、今年度の事業の中でも考えていただきながら推進していただければと思います。

それから3つ目の復興計画への盛り込みについて、何か御質問、御意見はありますか。

加藤委員) これから復興計画最終案に向けていろいろな施策を検討していただけるとと思いますが、国からのお金の流れがどのようになるかということが問題として出てくると思います。今の時点からいうと、多文化共生について主な事業がこれだというものは見えてこないで、最終案には必ず見えるような事業名があるかたちにいただければと思います。そうしないと、県は復旧・復興がまず大事であるのでそちらが優先となる可能性があると思いますので、10年の間予算がどのようになるか不安な要素があります。復興計画に名前が出てくるようなかたちで積極的な対応をお願いしたいと思います。我々も何かお手伝いできることがあればやらせていただきたいと思います。

千葉課長) 事業としてしっかり復興計画に盛り込めるようにしたいと思います。

市瀬副会長) ただいまの加藤委員の御質問の続きですが、復興計画の環境・生活・衛

生・廃棄物のところに高齢者，障害者と合わせて外国人もサポートすることが書いてあります。今，日本語教室がいろいろな状況により休止になっているところがあったり，先ほどモリス先生もお話されていましたが，家族の断絶の問題などもあるかと思います。イメージとしてはどのようなサポートのアクセスの仕方を想定されているか，もしお考えがあれば教えていただければと思います。

千葉課長）基本的には，今までやっている多文化共生事業や国際交流協会での事業というかたちになると考えております。基本的な考え方として，県民をサポートしていくという考え方の中に，外国人についても入れさせていただいているということでございます。多文化共生の考え方が地域に浸透し，展開されているということもございますので，例えば，具体的に幅広くサポートする体制は何であるのか，何か新しいものをやるのかというのとは違うということで御理解いただければと思います。事業というかたちになりますと，想定しているのはこの多文化共生全体の推進事業ということになります。

奈良岡委員）「外国人を支え合う」という表現がありますが，外国人のみを取り出すのではなく，可能であれば家族単位で支えていくというかたちではどうかと思います。外国人本人だけでなく，家族，子どもや親戚のほうからいろいろな理解や情報が流れていくので，間接的な外国人へのサポート，支え合いにつながっていくのではないかと思います。23年度は就労の支援セミナーは中止ということですが，相談センターでの相談内容では，仕事に対する不安がかなり見受けられます。仕事がきちんとできないと生活の基盤が確保されないという状況もあります。外国人本人だけでなく，家族単位，サークル単位でのサポートを行うという方向ではいかがかと思っております。

モリス委員）まず一つ，復興計画にかたちはどうであれ，外国人という言葉が入ったことは高く評価されるものと思います。しかし，すごく抵抗もあります。計画の文面では，決まって高齢者，障害者，子ども，外国人となっています。多文化共生の一つに考え方としては，外国人は支援を要する場合もあれば，支援者となりうる場合もあります。例えば奈良岡さんがまさにその立場です。支援者です。もう一つは，人材としてもいろいろと貢献しています。例えば金さんが専門職として，仙台市，宮城県の発展に貢献しています。

もともと，多文化共生の条例を制定する過程では，最初は支援しなければならないイメージの外国人から，知事が替わり，富県宮城の推進という政策になり，金の卵を産む外国人というイメージに変わっています。

復興計画の中で，外国人固有のニーズ，あるいは外国人とつながる人たち，外国につながる子どもたちのニーズへの目配りを入れましょうという点はすごく良いと思いますが，今度の震災と宮城県の多文化共生を考えると，今までのやり方とこれからのやり方で何も変わらないだろうかということがあります。すごく乱暴な言い方をしますと，今まで県における外国人に期待された役割は，一つは，女性として

地域に入り，子どもを生んで家族を育てる。特に日本人女性が行きたくない地域に外国人女性が入る。二つ目は労働者。期待されるのは高度な技術を持った労働者ですが，実際は実習生に代表される超低賃金の労働者です。技術を持った労働者の供給源としては留学生で，東北大学等に入学する学生が県外に流れていくところを，せめて留学生に地元に残ってもらって地元へ貢献してほしいという思惑も一応あったわけです。宮城県では，福島第一原発の事故の影響で，人が果たして来るだろうか。人が来なければ外国人がこの県の中で担っていた役割はいったいどうなるのだろうか。低賃金の労働についていえばこれだけ多数の失業者が作り出されている中では，従来の外国人の最低賃金の労働者として期待するという話を通るかどうかはわかりませんが，実習生を入れたほうがむしろ摩擦を起こすのではないかと思います。復興の牽引者となるには，高度な技術を持つ人材は非常に必要であり，それは留学生だのみとなるのでしょうか。

もう一つは地域社会をつくっていくときに，特に女性が担ってきた役割はいったいどうなるのか。ちょっと大げさに言いますと，県の復興計画において，外国人が担ってきた非常に特殊で，必要な役割を直視しないで復興はありうるだろうか。災害前から超高齢化，過疎化，そういう問題のところまさに外国人がそこを何とかつなぎ合わせるものとして入ってきていたわけです。それがこの先どうなるのか，私には正直見通せません。ですが，復興計画を語るとするならば，外国人に頼らないと地域社会が成り立たなかったひずみを直すというのが一番理想的な復興の仕方であると思います。外国人に言及しなくとも，超高齢化，過疎化への課題に対してどういう取り組みをするのかというのが見えそうで見えない感じがする上に，外国人はただ支援されるだけの対象ではなくて，宮城県に貢献してきた，それが復興計画の中でどうなるのかということは見えません。

千葉課長）ただいまお話いただいたように，日本人と結婚された方，宮城県の実態として製造業の現場で実習生が労働者として働いている状況，高度人材として外国人の留学生の方に活躍いただくということと今後の宮城県の発展ということを考えますと，実習生の方が戻ってきているのか，あるいは留学生の方が今まで想定したとおりに同じように今後も宮城県に来るのかという問題点はあるかと思いますが，基本的な流れとしては，状況が落ち着いていけば同じような形になっていくのではないかと個人的には思っております。

復興計画の中で，弱者という意味合いとしてのみ外国人について記載するのは本来の多文化共生という趣旨からはおかしいのではないかと御指摘はそのとおりであると思っております。その反面，言語の問題など，さまざまな面で実際に弱者的な立場の方もいらっしゃる中で，外国人というと皆サポートされる立場なのかと思われる懸念もありますが，サポートが必要な方々もいらっしゃるということでは，このように文面に入るといふことでよいのではないかと思います。

山田会長）他にご意見はいかがでしょうか。

金委員) ただいま復興計画の中で外国人が支援されるだけの側なのかというお話がありましたので、ご紹介いたしますと、私ども在日韓国人は、民団という組織があり全国で何万人も加入している外国人団体がありますが、宮城県の本部で私も役員をやっております。震災が起きてまず我々何ができるのかということ考えたとき、まずは安否確認ということで、翌日から手分けして県内に住んでいる同胞の安否確認を行いました。私も荒井などを自転車で行って探したりといった活動をしていました。また、ここ4か月間、他の地域にも民団がありますので、義援金を募りました。昨日も県に中央の民団から義援金の贈呈があったと思います。その他、炊き出し活動をやっております。韓国政府からも支援があり、カップラーメン、缶詰など、同胞にだけ渡していけばよいかと最初の何日間はやっておりましたが、実際被災地を見たら、日本人も外国人も関係なく、同じように被災している。ですから我々は国籍に関わらず困っているところに行き、炊き出ししようということで、このあいだも東松島市に行き、韓国の本国や全国から集まった物資を渡したり、炊き出しで焼肉丼の提供を行いました。

今被災地の現場では、外国人の人に何か困っていることはありませんか。と聞くと、もちろん衣食住が足りたときは嫁、姑の問題や教育の問題など悩みが出てくるのですが、避難所にいて日本人と同じように扱ってくれるということで、皆さん感謝していらっしゃいました。もちろん本国にすぐ帰った方もたくさんおります。お嫁さんで来た方々はほとんどは定住外国人ということで自分の子どももいるし、本国に帰れない立場の方がほとんどですから、日本の方と同じように大変な苦勞をしているということですが、私のほうでは、日本の行政の取り扱いについて、特に外国人だからということでの不満はまだ聞いたことはありません。以上、被災地での活動から、被災された方の状況についてご紹介をさせていただきました。

山田会長) ほかはよろしいでしょうか。ただいまのご意見についてまとめますと、復興計画にどのように記載するかは難しいところがありますが、事業を推進する上で大切なことかと思しますので、少なくとも記録には留めておいていただきたいと思えます。

いわゆる弱者としての捉え方ではなく、これまで期待されてきた、これから期待される人材としての視点、展望をしっかりと持つ必要があるのではないかとということがあろうかと思えます。それから、外国人ネットワークが持つ支援機能の存在についてもお話いただきましたし、外国人にするいわゆるノーマライゼーションというか、日本人と同じようなコミュニティでの対応といったものが実現されているというお話もありました。今後、そのような視点というのは重要だと思います。

復興計画の中では、目に見えるかたちでの事業をというお話がありまして、まだまだ難しいことかと思えますが、これまで進めてきたこの多文化共生に関わる事業の中にそういった課題は含まれていると思えますので、事業実施に向けてもう一度目配りをしていただければと思いました。家族単位での支援ということも上げられましたので、こちら盛り込める範囲で御検討いただければと思えます。

それではよろしいでしょうか。報告事項は以上とさせていただきます。

続いて5のその他になりますが、委員の皆様、事務局から何かございますか。

モリス委員) 今、金さんがおっしゃたことはすごく重要だと思います。災害後たくさんの人たちからあなたは逃げませんかということを言われました。多文化共生の真価が問われるのはここだと思います。外国人が日本に来て何かあったらどうせ逃げていくんだろう、ニューカマーからオールドカマーまで逃げていくんだというふうに思われたところもあると思います。外国人のドタバタが収まったところで、宮城県の多文化共生の中では外国人は等しくみんなと同じように被災しただけではなく、みんなと同じように立ち向かっていったということ、日本人、外国人の垣根なく私たちは立ち向かったということ、どこかできちっと発信していただければと思います。朝日新聞が原発事故の数日後に出した記事について私と女房で抗議しましたが、訂正記事はありませんでした。結局言ってしまったことはそのまま一人歩きしているし、どうせ外国人は逃げるんだということと組み合わせると、結局災害の目に見えない副次的な被害としてそれは残っている。長い時間をかけて直さなければならぬと思います。

千葉課長) 事例としましては、レポート上で拝見しただけではありますが、日本人と結婚された方が地域で活躍しているというものを拝見しておりましたので、金委員のお話を聞きながら、究極の多文化共生の姿ということでは無いのですが、日本人も外国人も関係なく住んでいる人間として立ち向かっていったといったことがあるということ認識しておりました。先ほど事業の休止についても説明させていただいてはおりますが、ここまで多文化共生が浸透している、普通のこととしてそのような状況になっているということは何らかの形で情報発信をしていければと思います。

モリス委員) 自治体職員の立場での情報は集められないのですが、宮城県は多文化共生条例を作ったが実際は何も変わっていないのではないかと、わかりやすい大きな金がかかるような事業をやっていないのでだめだったという評判が立っているらしいのですが、成果はあるんだということは言うておく必要があると思います。これがなかったならばもっと大変だったのではないかとすることははっきり言えるのではないかと思います。

山田会長) 最後に大変貴重なお話がありましたが、課題についての認識は十分にあるわけですが、大きな成果も見えてきているので、そういったことを主張する、発信していくということもどこかの場で大事ではないかと感じましたので、機会を捉えて触れていただければと思います。

貴重なご意見をたくさんいただきました。以上で、司会は事務局にお渡しいたします。

【閉会】

司会) どうもありがとうございました。皆様には平成21年の10月から審議会の委員にご就任いただきましたが、この10月で2年の任期を終了するということが、本日の審議会で最後ということになります。長い間ありがとうございました。今後もさまざまな場面で御指導いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして平成23年第1回審議会を閉会させていただきます。長時間誠にありがとうございました。